

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県庁内の関係課が連携して、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。

(2) 和歌山県子ども・子育て会議

本計画に記載している子育て支援を、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、本計画の点検・評価を踏まえた改善等の提言をいただく和歌山県子ども・子育て会議を定期的開催します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、各年度において、計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

子供を取り巻く環境の変化や社会の動向、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行います。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。

